



第2次ふびサンサンプラン

【富士河口湖町 男女共同参画計画】

男女共同参画の推進により、
誰もが自分らしく安心して暮らせる富士河口湖町の実現



平成28年3月
富士河口湖町

概要版

計画策定の趣旨

内閣府の男女共同参画社会に関する世論調査によると、「男女共同参画社会」という言葉を知っている人は、平成7年には10.3%、平成24年には63.7%でした。この認知向上からも、社会的に男女共同参画に対する関心は高まってきていることがわかります。

男女共同参画が推進されるようになった理由の一つに、昔に比べて女性が働く機会が大幅に増加したことが挙げられます。それまで家事・育児を主としていた女性が働きに出るようになったことで、家庭で家事・育児を担う人材が不足しました。しかし、家事・育児は日々の生活で欠かすことのできない活動なので、誰かが行う必要があります。その矛先が向いたのは、やはり女性でした。働く女性が帰宅してから家事・育児を行う、または働くことを諦めて家事・育児を行うようになり、疲労やストレスで、女性の負担が大きくなったことは言うまでもありません。また、家庭の外でも、子どもを預ける場所がなく働くことができなかつたり、残業が多く家事・育児が疎かになったりするなど、家庭内だけでなく、社会的にもそれまでの家事・育児のすべてを女性に任せる考え方では通用しなくなってきました。

もちろん、男女共同参画は、女性の負担軽減や社会における女性の地位向上だけを目的としているわけではありません。男性も女性も、性別にかかわらず、人生におけるあらゆる選択を自由に行うことができるよう、生き方や働き方に多様性をもたせ、また、周囲がそれを尊重し、支援できるような社会とすることが、男女共同参画の真の目的です。

本町では、平成18年度に「ふじサンサンプラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて取り組んできました。この度、現行計画が最終年度を迎えることから、本町の現状と課題を把握するとともに、国や山梨県の動向を踏まえながら、現行計画を見直し、新たに「第2次ふじサンサンプラン」を策定することとしました。

計画の期間

この計画の期間は、平成28年度～平成37年度の10年間とします。ただし、社会情勢や法制度の変更など、人々を取り巻く状況が著しく変化した場合は、必要に応じて期間内でも見直す可能性もあります。

計画の基本理念と基本目標

◆ 基本理念 ◆

**男女共同参画の推進により、
誰もが自分らしく安心して暮らせる富士河口湖町の実現**

【基本目標 1】誰もがお互いに尊重・理解し合えるまち

**【基本目標 2】誰もが多様な生き方・働き方を選択でき、
地域・職場などのあらゆる場への参画ができるまち**

【基本目標 3】誰もが安心して快適に暮らしていけるまち

【基本目標 1】誰もがお互いに尊重・理解し合えるまち

生まれながらにして認められる人権により、私たちは幸福な生活を送ることができるかとされています。その一方で、性別や国籍、宗教、容姿、能力、意見などの様々な分野で自分と他者とを比較し、その違いを認められないことによる差別や偏見があることも事実です。時にはそれが争いを巻き起こし、国際的にも大きな問題となっています。身近なところでいえば、他者への暴力や虐待、いじめなどがあります。性別に関しては、女性に家事・子育てのすべてを任せることや、女性であるということだけで能力が低くみられることなどがあります。

本町では、教育や啓発活動を通じ、人権や男女共同参画について住民の理解を深められるよう努めていきます。また、男女共同参画に欠かせない男性の意識の改革にも取り組み、誰もがお互いに尊重・理解し合えるまちにしていきます。

(1) 人権尊重と男女共同参画に関する意識の啓発

男女共同参画社会を実現していく土壌として、より多くの町民が、個人の人権が尊重され、性別に関わりなく個性と能力が発揮することができ、男女がともに自立して社会のあらゆる分野に参画・参加していくことの重要性を認識する必要があります。そのため、様々な機会・媒体を活用し、幅広い年齢層を対象に身近で分かりやすい意識啓発を行います。

- ① 人権教育の推進
- ② 人権に関する啓発活動等の充実
- ③ あらゆる機会における広報・啓発活動の充実
- ④ 男女共同参画の啓発事業の推進
- ⑤ 男女共同参画フォーラムの開催



(2) 男女共同参画の視点に立った教育の推進

学校教育等においては今後も継続して、男女共同参画の視点に立った性別にとられない人権尊重に基づく教育を推進します。また、各ライフステージに応じた男女共同参画意識を高める生涯学習機会の提供に努めるとともに、生涯学習機会への参加促進を図ります。

- ① 多様な選択を可能にする教育の充実
- ② 家庭生活における男女共同参画に関する意識啓発
- ③ 男女共同参画の視点に立った社会教育の推進
- ④ 有害環境浄化活動の推進

(3) 男性にとっての男女共同参画の推進

男女共同参画の実現は、男性にとっても重要な意義を持つものです。生涯を通じて、男性が仕事だけでなく、家庭や地域でもいきいきと暮らしていくためには、仕事中心の従来のライフスタイルから脱却し、家庭・地域・仕事のバランスがとれた生活に転換していくことが大切です。そのため、男性にとっての男女共同参画の意義の正しい理解浸透を図ります。

- ① 両親学級の充実
- ② 男性の料理教室の開催
- ③ 男性の家事・育児への参画促進
- ④ 父親の子育て行事への参加促進



【基本目標 2】誰もが多様な生き方・働き方を選択でき、 地域・職場などのあらゆる場への参画ができるまち

昔ながらの考え方で、男性は外で仕事をし、女性は家庭で家事・育児をするというものがあります。また、昔からの習慣により、地域の会合などへの参加者が男性に偏っていることもあります。しかし、時代は変化し、働く女性が多くなっていることで、女性が家事・育児のすべてを行うことは難しくなりました。逆に就労意欲はあるものの、家事・育児をしなければならぬために就労できない女性もいます。また、能力はあるにもかかわらず、女性だからということで重要な役に付くことができない女性もいます。

これらの問題を解決し、すべての人が生き方・働き方を選べるようにするためには、男性の意識改革はもちろんのこと、地域や企業、社会が家事・育児をする男性や、働いたり、地域の会合などへ参加したりする女性など、性別にとらわれない生き方や個々の能力を認めるように変わっていく必要があります。本町では、町政への女性の参画を推進するとともに、地域や企業への男女共同参画の推進を呼びかけていくことで、誰もが多様な生き方・働き方を選択でき、地域・職場などのあらゆる場への参画ができるまちとしていきます。

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

男女の多様な価値観や発想が反映される町政を進めるために、町が設置する審議会や委員会等の政策・方針決定過程の場への女性の登用を推進するとともに、人材の育成を図ります。

また、自治会や企業・事業所においても、女性の視点や意見が方針決定の場に反映され、多様な価値観に立った組織運営が図られるよう、女性の登用や参画の促進に関する情報提供や啓発に努めます。

- ① 町の審議会・委員会等への女性の参画促進
- ② 地域における政策・方針決定過程への若い世代や女性の参画促進
- ③ 女性の登用についての啓発及び情報提供

(2) 地域社会における男女共同参画の促進

地域活動に関する情報提供や活動の支援を行うことで、性別・年齢に関係なく、一人ひとりが持っている知識や経験を十分に発揮でき、地域で暮らす誰もが地域社会の担い手となる意識を持って、積極的に地域活動に参画・参加できる体制づくりに努めます。



- ① 地域活動に関する情報や機会の提供
- ② ボランティアスタッフ協力活動の推進
- ③ 生涯学習人材バンクの充実
- ④ 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の整備
- ⑤ 異文化交流事業の推進

(3) 働く場における男女の均等な機会と待遇の確保【女性活躍推進計画】

男女がともに幅広い職種や業務で能力を発揮できるよう、雇用条件や就労環境の改善、性別による格差や固定的な役割分担意識を見直し、職場における男女の均等な雇用機会と待遇の確保を図ります。

また、セクシュアル・ハラスメント等のあらゆるハラスメントを防止し、男女が性別に関わりなく能力を十分に発揮できる職場づくりに向けた意識啓発に努めます。

- ① 各種労働関係法の雇用者・被雇用者双方への情報提供
- ② 職場における男女平等意識の啓発
- ③ セクシュアル・ハラスメント等の防止に関する啓発

(4) 女性の就労の場における活躍への支援【女性活躍推進計画】

平成27年に成立した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、「女性活躍推進法」）」の基本方針に準じて、男女を通じた働き方の改革を進めるとともに、育児・介護等を理由に働いていない女性や、責任ある地域での活躍やステップアップを希望する女性等の登用の促進に努めます。それにより、男女がともに多様な生き方、働き方を実現でき、ゆとりある豊かで活力あふれる生産性の高い社会の実現を図ります。

- ① 女性職員の活躍の推進
- ② 女性の再就職への支援
- ③ 農業・自営業における女性の参画促進
- ④ 女性の起業活動に対する情報提供



(5) 仕事と生活の調和【女性活躍推進計画】

仕事と家庭生活を両立させることが、より豊かな人生を送るために大切であることを啓発するとともに、女性だけでなく、男性も育児・介護休業が取得できるよう企業・事業所及び町民に働きかけます。

また、男女とも家庭における育児や介護等の負担が軽減でき、ワーク・ライフ・バランスを促進できるように、子育て、介護、障害に関する福祉サービス等の充実に努めます。



- ① ワーク・ライフ・バランスに対する理解促進
- ② 事業主や従業員に対する働きかけ
- ③ 町職員に対する育児休業・介護休業の取得の推進
- ④ 地域における子育て支援の充実
- ⑤ 多様なニーズに対応した保育サービス等の充実
- ⑥ 介護体制の拡充及び介護者支援の充実

【基本目標3】誰もが安心して快適に暮らしていけるまち

日々の生活は、心身の健康を軸に、安心・安全な生活環境で営まれています。これらが安定していない生活では、不安やストレス、危険を感じることもあるかと思えます。まずは、充実した生活を送るために心身の健康が欠かせないものであることを、住民に理解してもらうことが大切です。また、心身の健康や安心・安全な生活環境が損なわれる可能性がある場合には、早急に相談したり、支援を求めたりすることが、解決に向けて重要であることを周知しておく必要もあります。

本町では、住民が心身の健康を維持できるよう、あらゆる健康づくりを提供したり、高齢者や障害のある方、ひとり親などへの支援を充実していきます。また、男女間における暴力の根絶に向けた意識改革や支援の充実を通じ、誰もが安心して快適に暮らしていけるまちを目指します。

(1) 生涯にわたる健康づくりの推進

男女共同参画社会の実現のためには、男女がお互いの身体的特徴を理解し合い、対等な立場で、思いやりを持って生活していくことが重要です。特に、女性は、妊娠・出産時に女性特有の健康問題に直面することから、健康の重要性を十分配慮するとともに、男女がそれぞれの健康課題に対応できるよう、健康づくりや生活習慣病予防についての正しい知識を普及し、健康診査・各種検診等の充実を図り、町民の健康管理の促進に努めます。

- ① 健康に関する意識啓発の充実
- ② ライフステージに応じた健康診査・各種検診
- ③ 保健指導・健康相談の充実
- ④ 性と生殖に関する女性の健康と権利の普及・啓発
- ⑤ 男女共同参画に関するセミナーの充実



(2) 男女間のあらゆる暴力の根絶【DV防止計画】

あらゆる暴力を許さないという社会的認識を広く周知するとともに、女性に対する暴力が圧倒的に多いことを考慮しながら、ドメスティック・バイオレンス（DV）を含んだあらゆる暴力防止への啓発と支援体制を促進します。

- ① ドメスティック・バイオレンス等の防止のための周知と啓発
- ② 相談・支援体制の充実
- ③ 住民基本台帳事務における支援措置の実施

(3) 誰もが安心して暮らせる環境の整備

性別や年齢、障害の有無等を問わず、あらゆる人が生きがいをもって住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、男女共同参画の視点に立って、相談体制の充実に努めるとともに、高齢者や障害者、ひとり親家庭の多様な社会参画や自立支援の一層の充実を図ります。



- ① 女性なんでも相談に関する相談体制の充実
- ② ひとり親家庭への支援
- ③ 障害のある人への社会参画の促進
- ④ 高齢者の生きがい活動・社会参加の促進
- ⑤ 介護予防サービスの充実

【評価指標一覧】

| | 評価指標 | 現状値 (H27) | | 目標値 (H37) |
|--|---|-------------|------------|------------|
| 尊重・理解し合えるまち 誰もがお互いに | 「男女共同参画社会」という用語の認知度 | 28.8% | → | 50.0% |
| | 「ふじサンサンプラン」の周知度 | 29.6% | → | 50.0% |
| | 「富士河口湖町男女共同参画推進条例」の周知度 | 28.3% | → | 50.0% |
| | 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考えに反対する人の割合 | 16.7% | → | 30.0% |
| | 学校教育の場において、男女が平等と思う割合 | 52.2% | → | 67.0% |
| | 家庭生活において、男女が平等と思う割合 | 26.6% | → | 40.0% |
| 地域・職場などのあらゆる場への参画ができるまち 誰もが多様な生き方・働き方を選択でき | 審議会等委員への女性の登用率 | 18.7% | → | 30.0% |
| | 町職員の女性管理職の比率 | 5.9% | → | 10.0% |
| | 地域における女性リーダーの比率 | 3.3% | → | 10.0% |
| | 地域活動の場において、男女が平等と思う割合 | 32.3% | → | 50.0% |
| | 各種教室の講師の人材バンクの登録者数 | 10人 | → | 20人 |
| | 防災会議における女性の比率 | 17.1% (H24) | → | 30.0% |
| | 職場において、男女が平等と思う割合 | 16.1% | → | 30.0% |
| | セクシュアル・ハラスメントを受けたことがある女性の比率 | 9.8% | → | 0.0% |
| | 特定事業主行動計画の策定 | 未策定 | → | 策定 (H32) |
| | 家族経営協定締結農家数 | 6戸 | → | 10戸 (H32) |
| | 「ワーク・ライフ・バランス」の周知度 | 21.4% | → | 50.0% |
| | 「ワーク・ライフ・バランス」の実践度 | 8.0% | → | 30.0% |
| | 男性の育児休業取得率 (町職員) | 0.0% | → | 10.0% |
| | 産前産後における出産・育児にかかる休暇を男性職員が5日以上取得する割合 (町職員) | 0.0% | → | 10.0% |
| | 病児保育事業の利用者数 (年間) | 0人 | → | 208人 (H31) |
| 放課後児童クラブの登録者数 | 332人 | → | 391人 (H31) | |
| 快適に暮らしていけるまち 誰もが安心して | 早期 (妊娠 11 週以下) での妊娠届出率 | 82.3% | → | 90.0% |
| | 特定健康診査の受診率 | 29.0% | → | 60.0% |
| | 乳がん検診の受診率 | 39.2% | → | 50.0% |
| | 子宮がん検診の受診率 | 19.9% | → | 50.0% |
| | ドメスティック・バイオレンス (DV) を受けたことがある女性の割合 | 8.7% | → | 0.0% |
| | DV 被害者のうち、公的な相談窓口にご相談した比率 | 13.6% | → | 50.0% |
| | DV の相談窓口を認知している割合 | — | → | 67.0% |
| | 女性なんでも相談の周知率 | — | → | 70.0% |

【富士河口湖町と山梨県内の相談窓口一覧】

富士河口湖町の主な相談窓口

| | | | | |
|-------------------------|----|-------|----|--------------|
| 男女共同参画全般 | …… | 生涯学習課 | …… | 0555-72-6053 |
| 児童福祉、障害者福祉、高齢者福祉、生活保護 等 | …… | 福祉推進課 | …… | 0555-72-6028 |
| 母子保健、居宅介護支援、介護保険 等 | …… | 健康増進課 | …… | 0555-72-6037 |

山梨県内の主な相談窓口

| 相談内容 | 名称 | 電話番号 | 受付時間等 |
|-----------------------------|--|----------------------|--|
| 女性に関する相談全般 | 山梨県女性相談所 | 055-254-8635 | 電話相談 平日 9:00～20:00 面接相談 平日 9:00～17:00 |
| | 山梨県男女共同参画推進センター ぴゅあ総合 | 055-237-7830 | 電話相談 平日 9:00～17:00 面接相談 平日 9:00～16:00 * 休館日あり |
| | 富士吉田市社会福祉事務所 | 0555-22-1111(代) | 月・水・金 10:00～16:00 |
| 男性に関する相談全般 | 山梨県男女共同参画推進センター ぴゅあ富士 | 0554-56-8742 | 電話相談 平日 13:00～17:00 * 休館日あり |
| 男女共同参画の推進に関する相談 | 山梨県男女共同参画推進センター ぴゅあ富士 | 0554-45-1666 | 9:00～17:00 * 休館日あり |
| 女性の健康に関する相談 | 富士・東部保健所健康支援課 | 0555-24-9034 | 平日 8:00～17:15 |
| 不妊に関する相談・ 情報提供 | 不妊(不育)専門相談センター 「ルピナス」 | 専用電話 055-223-2210 | 電話相談 毎週水曜(祝日、年末 年始を除く) 15:00～19:00 面接相談 第2・第3水曜 (要予約) |
| 心の健康相談室 (ストレスダイヤル) | 精神保健福祉センター | 055-254-8700 | 平日 9:00～21:15 休日祝祭日 11:00～19:30 |
| 配偶者等からの暴力に 関する相談 | 配偶者暴力相談支援センター (女性相談所) | 055-254-8635 | 電話相談 平日 9:00～20:00 面接相談 平日 9:00～17:00 |
| | 配偶者暴力相談支援センター (男女共同参画推進センター ぴゅあ総合) | 055-237-7830 | 電話相談 平日 9:00～17:00 面接相談 平日 9:00～16:00 * 休館日あり |
| | 女性の人権ホットライン (甲府地方法務局人権擁護課) | 0570-070-810 | 電話相談 平日 8:30～17:15 面接相談 平日 8:30～17:15 |
| 性暴力110番 | 山梨県警察 | 055-224-5110 | 平日 8:30～17:15(FAX 24時間受付) |
| 犯罪被害者電話相談 | 山梨県犯罪被害者等相談窓口 (山梨県 県民生活・男女参画課内) | 055-223-4180 | 平日 8:30～17:15 |
| | (公社)被害者支援センターやまなし | 055-228-8622 | 平日 10:00～16:00 |
| 子どもの人権に関する相談 | 子どもの人権110番 | 0120-007-110 | 平日 8:30～17:15 |
| 児童相談所共通ダイヤル | (最寄りの)児童相談所 | 189(いち早く!) | 24時間 365日対応 |
| 就労に関すること | 富士吉田公共職業安定所 | 0555-23-8609 | 平日 8:30～17:15 |
| ひとり親家庭の母・父等の 就労・自立に関する相談 | 山梨県 母子家庭等就業・自立支援センター | 055-252-7014 | 平日 10:00～16:00 |
| 労働条件に関すること | 山梨県労働局労働基準部監督課 | 055-225-2853 | 平日 8:30～17:15 |
| 職場におけるセクシュアル ハラスメント相談 | 山梨県労働局雇用均等室 | 055-225-2859 | 平日 8:30～17:15 |
| 消費者ホットライン | (最寄りの)消費生活センター 等 | 188(いやや!) | 年末年始の除く毎日 |
| 法的トラブル | 法テラス山梨 (日本司法支援センター山梨地方事務所) | 050-3383-5411 | 平日 9:00～17:00 |

編集・発行：富士河口湖町 生涯学習課（平成28年3月発行）

〒401-0392 山梨県南都留郡富士河口湖町船津1754番地

電話 0555-72-6053 / FAX 0555-73-1358

E-mail syougai@town.fujikawaguchiko.lg.jp